松任消防署給湯設備改修工事

図　面　リ　ス　ト

図番	図　　面　　名	縮　尺
M－００	表紙　図面リスト	——
M－０１	工事仕様書（機械設備）　３枚組	——
M－０２	工事仕様書（機械設備）　２／３	——
M－０３	工事仕様書（機械設備）　３／３	——
M－０４	配置図	A1：1/300 A3：1/600
M－０５	衛生機器表（撤去・新設）	——
M－０６	機械室平面図、給湯器周り系統図（改修前・改修後）	A1：1/25 A3：1/50
M－０７	給湯設備仮設工事平面図	A1：1/75 A3：1/150
M－０８	給湯設備仮設工事平面図（電気設備）	A1：1/75 A3：1/150

有限会社 カサマツ事務所
一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号

管理建築士　小坂直人
一級建築士　登録 第255997号

縮　尺	設計年月日	工事名称	図面番号
———		松任消防署給湯設備改修工事	M－００
		図面名称　表紙　図面リスト	

工　事　仕　様　書　（機械設備）

Ⅰ．工 事 概 要

1．工 事 名 称　松任消防署給湯設備改修工事

2．工 事 場 所　白山市三浦町地内

3．完 成 期 日　令和　７ 年　２　月２８日（余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記の完成日の期限とする。）
指定部分　⊙ 無　・ 有（指定期日：令和　　年　　月　　日）　対象部分（　　）
概成工期　⊙ 無　・ 有（令和　　年　　月　　日）　(1.2.1(6))

4．建 物 概 要

建物名称		構造	階数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備考
［本体］庁舎棟		Ｒ Ｃ造	３階建(地階　階.塔屋 １ 階)	3,860.12	15項	
	車庫棟	Ｓ造	１階建(地階　階.塔屋　階)	1,042.13		
	出動待機棟	Ｓ造	２階建(地階　階.塔屋　階)	1,001.66	計6,356.49㎡	
	防災倉庫棟	Ｓ造	２階建(地階　階.塔屋　階)	452.58		

5．別契約の関連工事
・建築工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・電話設備工事
・昇降機設備工事　・自家発電設備工事　・厨房機器設備工事　・屋外付帯工事　・植栽工事
・外構工事

6．工 事 内 容
1）給湯設備　出動待機棟浴室系統の業務用エコキュートの更新工事を行う
機器周囲の一部給湯管の更新、電源ブレーカーの取替、電源線、制御線の既設線結線

指定仮設
給湯設備工事期間中に仮設（リース）ユニットシャワー３基を設置する
それに伴う、給排水管、コンセント設備の仮設工事

Ⅱ．工 事 仕 様

1．一 般 仕 様
1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準図」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「機械設備工事監理指針（令和４年版）」（以下、「監理指針」という。）による。
2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・標準図・改修標準仕様書・監理指針を適用する。

2．特 記 仕 様
章は●印のものを、特記事項で選択する項目は「・」に〇印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
●一般事項	1 工事実績情報	請負金額５，０００千円以上のものは工事実績情報登録を行う。 (1.1.4)
	2 施工体制台帳の作成等	下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 (1.1.5(2))
	3 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。 (1.1.7)
	4 工事の記録	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を月末ごとに提出する。 (1.2.4)
	5 施工条件	・ 新築工事 ⊙ 改修工事（⊙ 執務並行改修　・ 全館無人改修） (1.3.3)
	6 発生材の処理等	・ 引渡しを要するもの（・　） (1.3.9(2)) ・ 特別管理産業廃棄物（・ 廃石綿(エルボ保温、パッキン)　・　） ・ 現場で再利用を図るもの（　・　・　） ・ 再資源化を図るもの（・ コンクリート　・ アスファルト　・木材　・　）
	7 再使用機材	取外し後再使用するものは図示による。 (改1.4.3)
	8 事前調査	石綿含有分析調査を　・ 行う（図示　箇所）　・ 行わない (改1.5.2)
	9 養生	建築物、設備、備品等が工事中に汚損、変色等の恐れがある箇所は養生を行なう。 (改3.1.1)
	10 撤去等	1）回収を要する機器及び配管の内容物　・ 冷媒　・ 吸収液　・ 廃油 (改4.1.1(3)) 2）石綿の撤去は、図示による。 (改4.1.2(4)) 3）機器の撤去跡は補修を行なうこと。 (改4.2.4)
●一般事項	11 環境への配慮	1）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品「公共工事」等は下記による。また、判断基準を満たすことを確認する。 (1.4.1(1)) ・ 吸収式冷温水機　・ 水蓄熱式空調機　・ 送風機　・ ポンプ ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　・ 下塗用塗料（重防食） ・ 大便器　・ 自動洗浄装置及びその組込み小便器　・ 自動水栓 2）本工事の建物屋内で使用する揮発性有機化合物を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 (1.4.1(2)) ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
	12 機材の品質等	1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は新品に限らない。 (1.4.2(1)) 2）機器類の能力、容量等は図示された数値以上とする。 3）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として図示された数値以下とする。 4）下表に示す機材等の製造者等は次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する評価の書面を提出して、監督員の承諾を受ける。ただし、製造者等が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）等に記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。
	13 一級技能士の適用	⊙ 配管（建築配管）　・ 建築板金（ダクト製作及び取付け） (1.5.2(1)) ⊙ 熱絶縁施工（保温保冷工事）　・ 厨房設備施工（厨房機器据付け及び整備） ・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍機、パッケージ形空気調和機の据付け、整備及び冷媒配管）
	14 工事の創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 (1.5.7)
	15 化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中の濃度測定を　・ 行う　・ 行わない (1.5.8) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。
	16 中間検査	中間検査の実施 (1.6.2) ⊙ 無　・ 有（時期　・ 天井下地完了時　・ 足場解体前　・ 部分使用開始前　）
	17 完成図	原図及び製本（等倍　１ 部、A3縮小　３ 部）提出する。 (1.7.2) その他に電子データ（ＣＡＤ等）を提出する。提出方法等は監督員の指示による。
	18 保全に関する資料	保全に関する資料は次のとおり、　２ 部提出する。 (1.7.3) 電子データでの提出方法等は監督員の指示による。 ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書（主要機器一覧表とも） ③機器性能試験成績書（総合調整試験成績書とも） ④官公署届出書類 ⑤その他監督員が指示するもの ※「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引 手引きのダウンロード（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.htm)
●一般事項	18 足場類	内部及び外部足場の種別は、図示による。防護シート等の養生は図示による。 (改2.2.1)
	19 工事用水等	・ 既存施設に量水器等を設けて使用できる（有償）　・ 水道局引込み等 (改2.2.2)
	20 仮設間仕切・扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示による。 (改2.2.3)
●共通事項	1 総合試運転調整	下記の項目の測定表（測定箇所は監督員の指示による）を提出する。 (1.3.3) ・ 風量調整　⊙ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定　・ 振動の測定 ・ 飲料水の水質測定（ ・ 11項目　箇所　・ 16項目　箇所） ・ 雑用水の水質測定（建築物環境衛生管理基準による）
	2 配管等	1）仕切弁はJIS又はJV（ ⊙ 5K　・ 10K(水道直結等の図示部分)）とする。 (2.2.1) 2）絶縁継手の取付け箇所は、図示による。 (2.2.12) 3）建物導入部の変位吸収方法は次による。ただし、排水及び通気配管を除く。 (2.4.1(3)) 標準図（ ・ (a)フレキシブルジョイント　・ (b)　・ (c)　）による。 4）呼び径60Su以下のステンレス鋼管は、（ ・ プレス　・ 拡管　・　）接合とする。 (2.5.7(1)) 5）ポリエチレン管の接合方法は、（ ・ 電気融着　・ メカニカル ）とする。 (2.5.10(2)) 6）溶接部の非破壊検査を　・ 行う　・ 行わない (2.5.15.12(ｳ)) 7）地中埋設標の設置箇所は、図示による。 (2.7.1(8)) 8）埋設表示用テープ（倍折り金属箔無し）を土被り150㎜程度の深さに埋設する。 (2.7.1(9)) 9）埋設深さは、図示が無い場合、　車両道路（ ・60cm　・　）、その他（ ・ 30cm　・　）以上とする。 (2.7.2) （・ 30cm）
	3 防凍保温	屋外露出部（給水管、消火管、膨張管、冷温水管、弁類を含む）は 防凍保温を行い、保温材の厚さは配管の呼び径25㎜以下のものは50㎜以上、それ以外は40㎜以上とする。 (3.1.6)
	4 塗装	下記の亜鉛めっきを施した露出ダクト及び露出配管は、塗装を行わない。 (3.2.1.1) ・ 機械室（ＥＶ機械室）　・ 電気室（自家発室）　⊙ 倉庫　・
	5 吊り及び支持金物の防錆	多湿トレンチ内等の吊り金物、支持金物類は溶融亜鉛めっき処理又はステンレス鋼製とする。 (3.2.2.1)
	6 監督員事務所等	1）監督員事務所を　⊙ 設けない　・ 設ける［ ・ １号(10㎡程度)　・ ２号(20㎡程度) ］ (4.1.1(ｲ)) 2）監督員事務所に設ける備品等 ・ 保護帽　・ 墜落制止用器具　・ 長靴　・ 合羽　・ 机　・ 椅子 ・ 懐中電灯　・ 書棚　・ 黒板　・ 寒暖計　・ 空調機器　・ 3）設計図を工事監理用に製本（等倍１部、Ａ３縮小２部）し、監督員事務所等に置く。
	7 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	~~・ 設置する　・ 設置しない（別途工事で設置等）~~ ~~※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。~~ ~~快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。~~
	8 工事現場の表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。　（記入例） (4.1.1(ｳ)) 上段の地色は白色　文字は青色　下段の地色は青色　文字は白色 工　事　名 工 期　自　年　月　日～至　年　月　日 発注者監修　白山野々市広域事務組合 設 計　（委託業者名を記入） 監 理　（委託業者名を記入） 施 工　建　築　（施工業者名を記入） 電　気　（施工業者名を記入） 空　調　（施工業者名を記入） 給排水　（施工業者名を記入） この工事は週休２日に取り組んでいます 90cm　60cm～75cm 設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。 監修の欄は、営繕課職員が工事監修を行わない場合は削除する。

最終改訂　Ｒ　７．５．１

設計	工事名	図面番号
（有）カサマツ事務所	松任消防署給湯設備改修工事	
	図面名　工事仕様書（機械設備）３枚組	Ｍ－０１

章	項目	特記事項
●共通事項	9 埋め戻し土	・ 根切り土の中の良質土（ただし、管の周囲は山砂）　・ 山砂　(4.2.1(ｵ))
	10 建設発生土の処理	・ 現場内処理（・ 構内指示場所に堆積　・ 構内指示場所に敷き均し） ・ 場外搬出適正処理（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。） 指定（想定）搬出先　受入場所： 受入時間帯：　時　分 ～　時　分 仮置き等：
	11 はつり	1) 放射線透過検査を ・ 行う　⊙行わない（但し、非破壊検査にて鉄筋探査は行うこと。） 2) 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則として、ダイヤモンドカッターによる。　(改4.1.3)
	12 あと施工アンカー	埋込配管等の探査、性能確認試験及び施工後確認試験を行なうこと。　(改5.2.1) (改5.2.3)
	13 県内産材料	白山野々市広域事務組合建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第７条７項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。
	14 材料検査	請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。 ⊙熱源機器　・ 空調機器　・ ポンプ類　・ ダクト及び付属品　・ 衛生器具 ⊙タンク類　・ 消火機器　・ 合併処理槽　・ 厨房機器　・
	15 工事写真等の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（令和５年改定）による。 2) 請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のとおり。 ・ 地中埋設配管部　・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・ 塗装工程 ⊙保温工程　・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・ 躯体スリーブ ・ 防火区画貫通処理部　・

区分	規格	撮影枚数	部数	備考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	1部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、
工事中	85×115程度	監督員の指示による	1部	工事完成時に提出する。
完成時	100×148程度	監督員の指示による	2部	A４用紙に整理したもの

章	項目	特記事項
		3) 区分による規格、枚数、部数は次による。 4) 完成写真の撮影は、次による。　・ 建築写真撮影業者　⊙建築写真撮影業者以外 5) 写真はＡ４用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。 6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。
	16 部分払いの対象工事材料	請負契約約款第３７条第１項に定める部分払の対象とする工事材料は次のとおり。 ・ 機器　・ 器具　・ 配管
	17 火災保険等	請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のとおり。 （契約後速やかに加入し、加入期間は工事完成期日後14日とする）） ⊙組立保険　・ 建設工事保険　⊙請負業者賠償責任保険
	18 耐震施工	次に示す事項を除き、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震耐津波計画基準及び同解説（令和３年版）」による。　(3編 2.1.1(5)) 1) 設計用水平地震力 機器の重量（kN）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 （　）内の値は水槽類（オイルタンク等を含む）に適用する。 ＜ ＞ 内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置に介して設置される機器）に適用する。

設置場所	耐震安全性の分類	
	⊙甲類（重要機器、一般機器）	・ 乙類（重要機器、一般機器）
上層階、屋上及び塔屋	２．０	１．５ ＜２．０＞
中間階	１．５	１．０ ＜１．５＞
一階及び地下階	１．０ （１．５）	１．０

（注1）上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階
（注2）天井面（上階床）から支持する機器は上階の設計用標準水平震度を適用する。

2) 設備機器の設置や配管等の支持方法は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）による。
3) 重量１ｋＮ以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

章	項目	特記事項
●共通事項	19 名札の義務	請負金額１０，０００千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。

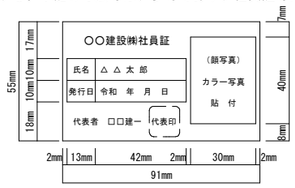

章	項目	特記事項
	20 退職金共済制度	受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後１ヶ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。
	21 過積載等の防止	1)積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当にに害することのないようにする。 6)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。 7)　1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。
	22 景観への配慮	本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。　・ 重点事業　⊙一般事業
	23 総合評価方式における技術提案	~~「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。~~
	24 電子納品	⊙行う　（「電子納品仕様書」による。）　・ 行わない 電子納品仕様書 1　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名称
営繕工事電子納品要領（令和３年版）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン　【営繕工事編】（令和４年版）

基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

2　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒで２部納品する。
3　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

章	項目	特記事項
	25 公共事業労務費調査の協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。
	26 事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）
	27 その他	1) 経費の負担 この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、受注者の負担とする。

章	項目	特記事項
●空調設備	1 煙道	ばい煙濃度計取付座、ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口は図示による。　(1.1.2)
	2 冷媒	パッケージ空気調和機等の冷媒の種類は、図示による。　(1.7.5.15)
	3 ダクト	1) 低圧ダクト ・ アングルフランジ工法　・ スパイラルダクト　(1.14.3.1～2) ・ コーナーボルト工法（・ 共板フランジ　・ スライドオンフランジ ） 2) 高圧ダクトの適用範囲は図示による。 3) 厨房用長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書の１ランク厚いものを使用する。　(1.14.3.5)
	4 チャンバー	消音内貼りを施すチャンバーは、図示による。　(1.14.6.(1))
	5 風量測定口	取り付け位置は、図示による。　(2.2.5.5)
	6 基礎	防振基礎は、図示による。　(2.1.1(3))
	7 配管材料	1) 冷温水管　・ 架橋ポリエチレン管(PEX)　・ ポリブデン管(PB)(2編 2.1.2.1) ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS)　・ 塩化ビニル被覆鋼管(PLV) ・ 金属強化ポリエチレン管　・ 2) 冷却水管　・ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HIVP)　・　(2編 2.1.2.1) ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS)　・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV) 3) 蒸気管　給気管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG)　・ 配管用炭素鋼鋼管（SGP黒）(2編 2.1.2.2) 還　管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG)　・ 配管用炭素鋼鋼管（SGP黒） 4) 油管　屋内　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS)　・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)(2編 2.1.2.2) 地中埋設　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS)　・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV) 屋外露出、暗渠内　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS)　・ 塩化ビニル被覆鋼管 (PLV) 5) 冷媒配管　・ 断熱材被覆銅管　・　(2編 2.1.2.4) 6) 空調用排水管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管(2編 2.1.2.6) 7) 膨張管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は給排水衛生設備の給湯管に準ずる。 空気抜き管は配管用炭素鋼鋼管(SGP白)とする。
	8 伸縮管継手	鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。　(2編 2.2.7.1)
	9 瞬間流量計	・ 着脱形　・ 固定形　を設ける。　(2編 2.3.8)
	10 保温	1) 還りダクト（ＲＡダクト）の保温範囲は図示による。　(2編 3.1.4) 2) 外気取入れダクト（ＯＡダクト）の保温範囲は図示による。 3) 外壁１ｍ以内のダクト及び多湿箇所（図示の範囲）のダクトは保温（25mm厚）を行う。 4) 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、温水管の項による。 5) 建物内の空気抜き管の保温は、温水管の項による。 6) 冷媒管の保温外装は次表による。　(3.1.4)

屋内露出	・ 保温化粧ケース　・ 合成樹脂製カバー	・ カラー亜鉛鉄板
屋外露出	・ 保温化粧ケース　・ 溶融アルミニウム亜鉛鋼板	・ ステンレス鋼鈑

章	項目	特記事項
	11 冷媒(ﾌﾛﾝ類)の回収	1) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン排出抑制法」の対象となっている機器　(改2.4.3) ・ 「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写しを提出する。 ・ 「フロン類回収証明書」を提出する。 2) 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・ 「特定家庭用機器廃棄物管理表(家電リサイクル券）」の写しを提出する。
●自動制御設備	1 システム構成	図示による。　(1.1.1(ｲ))
	2 電源装置	無停電電源装置は、図示による。　(1.4.2.9)
	3 電気計装用配線	(1.5.1)(2.3.1) 原則、配線はＥＭケーブル等とし、天井隠ぺい部は、図示がなければケーブル配線とする。

設計	工事名	
（有）カサマツ事務所	松任消防署給湯設備改修工事	
	図面名　工事仕様書（機械設備）２／３	図面番号　Ｍ－０２

機械２

章	項目	特記事項
● 給排水衛生設備	1 水栓	水抜栓を使用する系統の水栓は、固定こま式とする。台所流し用水栓は泡沫式とする。 (1.1.6)
	2 量水器	1) ・ 親メーター（ ・ 貸与品 ・ 買取 ） ・ 子メーター（ ・ 買取 ・ ） (2編 2.2.16) 2) 量水器桝は ・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品 ・ 買取 ） ・ 標準図 ＭＣ形 (1.8.4)
	3 汚水用 水中ポンプ	水中ケーブルの長さは、図示による。 (1.2.7)
	4 タンクの保温	ステンレス鋼板製タンクの保温を ・ 行う ・ 行わない (1.4.2.4)(1.4.2.5)
	5 緊急遮断弁装置	受水槽、高架水槽に設ける緊急遮断弁装置は、図示による。 (2編 2.2.22)
	6 配管材料	仮設配管 1) 給水管 一般 ⊙ 架橋ポリエチレン管(PEX) ・ ポリブデン管(PB) (2編 2.1.2.5) ⊙ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HIVP) ⊙ ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PB) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PD) 地中 ・ 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HIVP) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PD) ・ 架橋ポリエチレン管(PEX) ・ 引込管（直結部分）は水道事業者指定のものとし、図示による。加入負担金は別途。 2) 給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。） 仮設配管 ⊙ 架橋ポリエチレン管(PEX) ・ 金属強化ポリエチレン管 ・ ポリブデン管(PB) ⊙ 耐熱性硬質塩ビライニング鋼管(SGP-HVA) ・ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTVP) ・ 3) 消火管 一般 ・ 配管用炭素鋼鋼管(SGP白) ・ 地中 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(SGP-VS) ・ 消火用ポリエチレン管 ・ 5) 排水管 屋内 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層管(KP) (2編 2.1.2.6) ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) ・ 耐熱性硬質塩ビライニング鋼管(SGP-HVA) ・ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTVP) ・ 屋外 ⊙ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 圧送 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 ・ 6) 通気管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層管(KP) ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) ・
	7 洗面器等の 排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 (2編 2.4.8)
	8 満水試験継手	取付け位置は、図示による。 (2編 2.9.4)
● ガス設備	1 配管材料	1) 屋内 ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管(PLV) (3.1.1) 2) 地中埋設 ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管(PLV) 3) 屋外露出、暗渠内 ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS) ・ 塩化ビニル被覆鋼管(PLV) ※リースシャワールーム給湯器接続はＳＵＳフレキ管
	2 メーター	・ 親メーター（ ・ 貸与品 ・ ） ・ 子メーター（ ・ 買取 ・ ） (3.1.3.4)
	3 ガス漏れ警報器	・ 本工事(図示による) ・ 別途工事 (3.1.3.6)
	4 その他	ガス遮断装置、漏洩検知装置、電気防食措置、ボンベの転倒防止措置は、図示による。 (3.2.1.4)(3.2.1.5)(3.2.5)
○ 浄化槽設備	1 配管材料等	1) マンホールふたは ・ ボルトロック式 ・ メーカー標準ロック式 (2.1.27) 2) 管材や弁類は、図示による。
	2 山止め	山止め壁 ・ 要(図示による。) ・ 不要 (2.2.1(ｳ))
	3 維持管理	工事引渡後６ヶ月間は受注者が維持管理を行い、７条検査を受検し、その報告を行う。 (2.2.2)

章	項目	特記事項
● その他	1 いしかわ 週休２日工事	1）適用 工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。^m （１）当初設計において、月単位の週休２日（４週８休相当）にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に週休２日の休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。^m （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、通期の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、通期の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
	2 余裕期間制度 試行工事	1）適用 ・ 対象 ⊙ 対象外 2）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （１０）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して　　ヶ月以内
	3 イメージアップ 看板	・ 設置する ・ 設置しない（別途工事で設置等） ⊙ 監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大） H1400×W1100　野立型（小） H1400×W550　壁掛型 H750×W900 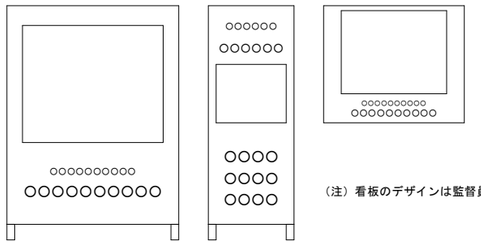 （注）看板のデザインは監督員に確認すること
	4 情報共有 システム	~~白山市建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。~~ ・ 対象 ⊙ 対象外

（別表－１）他工事との取り合い

工事内容			機械	電気	建築	備考
開口部	はり・床・壁の貫通部（ＲＣ造）	スリーブ・仮枠・穴埋共	●			Ｓ造は建築
		補強筋			●	建築図面に図示
	天井・壁の切り込み	ボード類切込み	●			
		下地補強			●	建築図面に図示
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
レンジフードファン（取付枠共）及び流し台（排水トラップ共）					●	
洗面所、手洗所等の鏡					●	
はめ込型洗面器用カウンター					●	
手すり（衛生器具に係るものは機械）			●		●	下地補強は建築
下流し、足洗い場及び玄関の排水			●		●	各図面に図示
床・天井・壁の点検口及び床下水槽のマンホール蓋					●	
受水槽・ポンプ等の基礎		屋内			●	
		屋外	●		●	各図面に図示
屋上設備の基礎					●	建築図面に図示
地下油タンク室等のコンクリート工事			●		●	各図面に図示
油サービスタンクの防油堤			●		●	各図面に図示
ボイラーの煙突及びプロパンボンベ庫（既製のものは機械）					●	
実験台(陶器製流し、化学水栓、ガス栓及びコンセント共付属品を含む)					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
電気配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			●		一次側
	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管　※１			●		

※１　天井内いんぺい配線が行なえる部分の配管は本工事

設計	工事名	図面番号
（有）カサマツ事務所	松任消防署給湯設備改修工事	
	図面名　工事仕様書（機械設備）３／３	Ｍ－０３

機械３

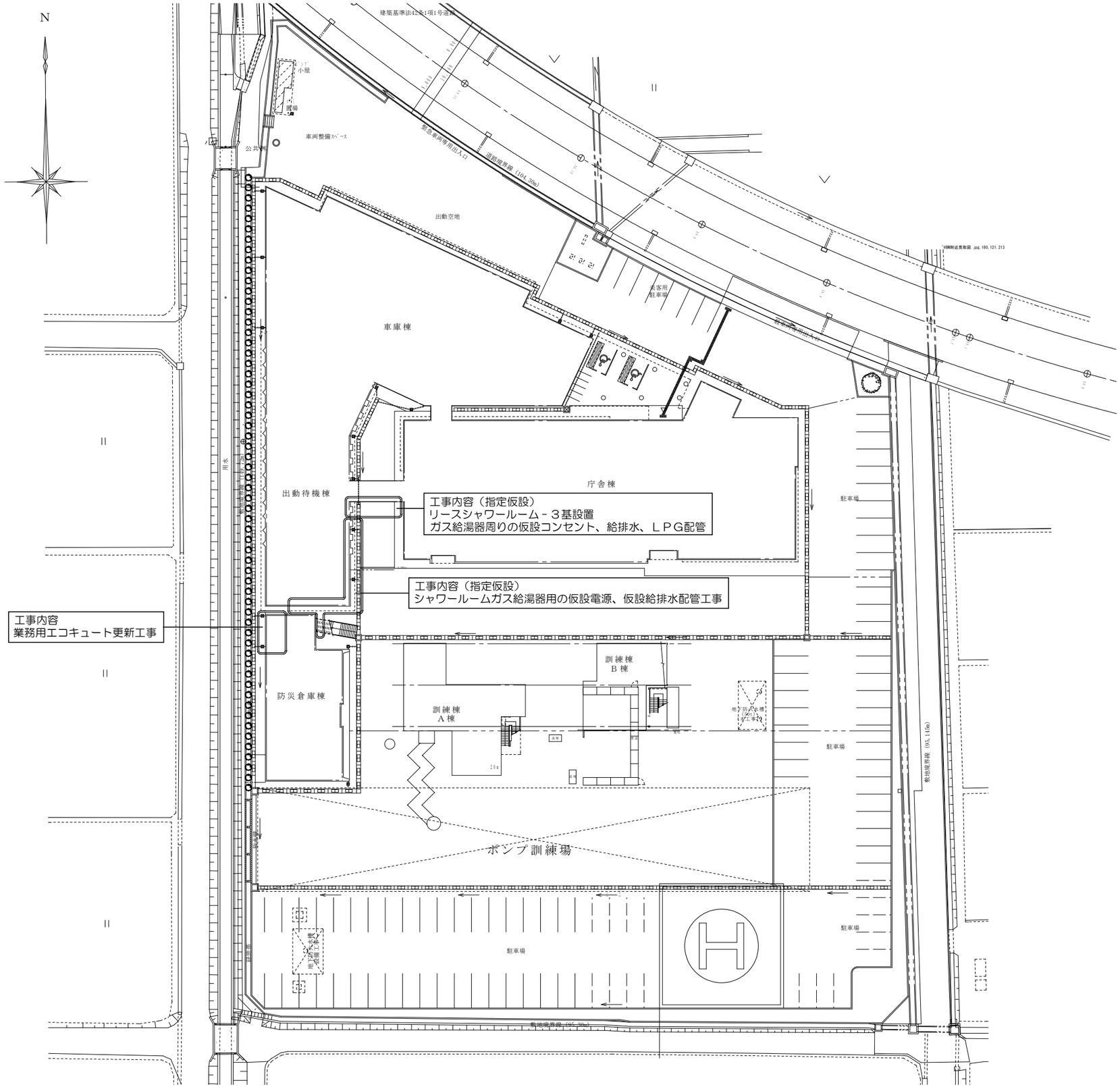

有限会社 カサマツ事務所 一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号	管理建築士　小坂直人 一級建築士　登録 第255997号			縮　尺	設計年月日	工事名称 松任消防署給湯設備改修工事	図面番号
				A3：1/600		図面名称 配置図	M－04

衛生機器表（撤去）

記　号	名　　称	仕　　様	電　力			台　数	設　置　場　所	備　　考
			φ	V	kW		部　屋　名	
WHP－1	業務用エコキュート	ヒートポンプユニット－１台　貯湯タンク－3台　システム　　日立製　RHK－15XJ　RHK－T56X	3	200	3.49		防災倉庫棟機械室	熱源ユニット、貯湯ユニットの基礎は残置
		ヒートポンプユニット：加熱能力１５．０kW　冷媒R７４４（CO2）　外形寸法：H１８５０xW９００xD４５０　重量：２００kg				1set		ブレーカー３０A撤去
		貯湯タンク：角形５６０L　減圧弁、逃し弁内蔵　3台　外形寸法：H２１７６xW６８５xD７９０　　重量：９２kg						
		リモコン共						

衛生機器表（新設）

記　号	名　　称	仕　　様	電　力			台　数	設　置　場　所	備　　考
			φ	V	kW		部　屋　名	
WHP－1	業務用エコキュート	ヒートポンプユニット－１台　貯湯タンク－3台　システム　旧エコキュート（日立製）互換製品	3	200	3.60		防災倉庫棟機械室	ブレーカー４０A新設取替
		日本イトミック　CHP－15H3　CHP－500TSKx３						リモコン配線は既設使用
		熱源ユニット：加熱能力１５kW　（65℃）　圧縮機１．７kWx２　外形寸法：H１８５０xW９０６xD４５６　重量：２２０kg				1set		熱源ユニット電源既設線接続
		冷媒R７４４（CO2）						外部警報既設線接続
		貯湯タンク：角形５００L　3台　　外形寸法：H１９７０xW７００xD８３０　重量：１００kg（満水時６００kg）						
		付属品：リモコン、タンク間連結配管セットx２、ケーブル（熱源機－タンク間・タンク－タンク間）、防振ゴム、配管カバー						
		ターミナルBOX、レデューサー配管セット　防雪フード（吹出口）、ドレンコレクトx２						
		注記：熱源ユニット、貯湯タンクは転倒防止措置を行うこと、機器のアンカーボルトは既設使用						

有限会社 カサマツ事務所
一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号
管理建築士　小坂直人
一級建築士　登録 第255997号

縮　尺	設計年月日	工事名称	図面番号
		松任消防署給湯設備改修工事	M－05
		図面名称　衛生機器表（撤去・新設）	

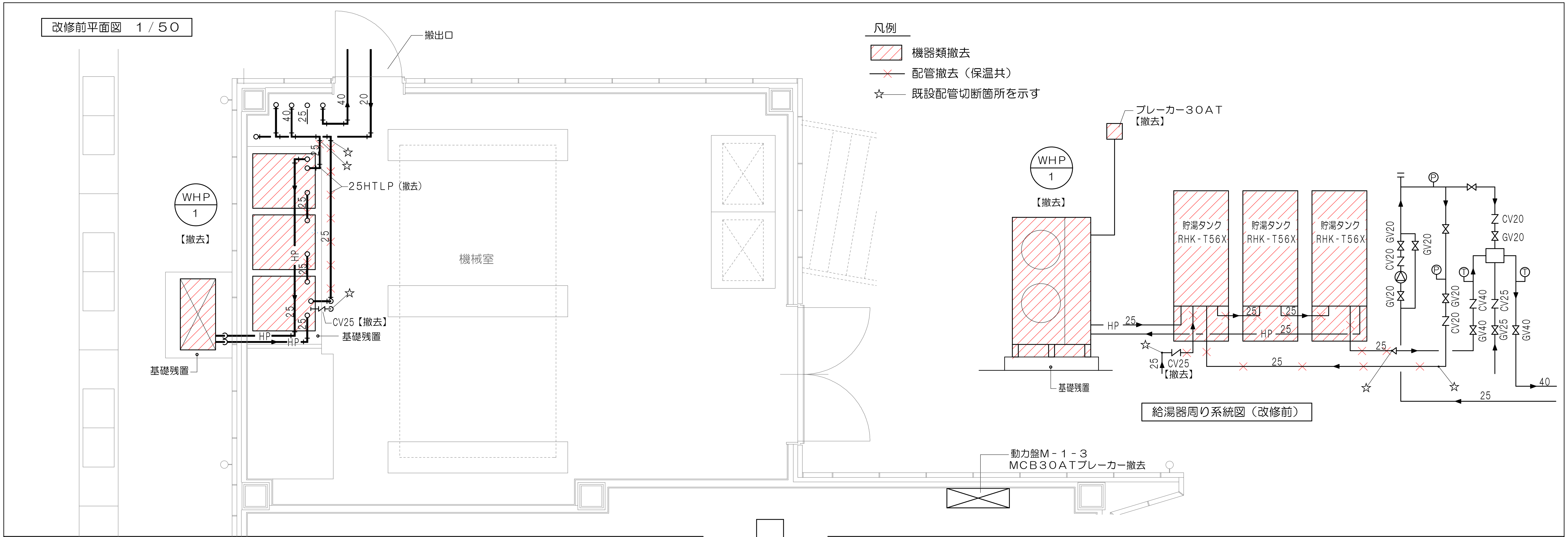

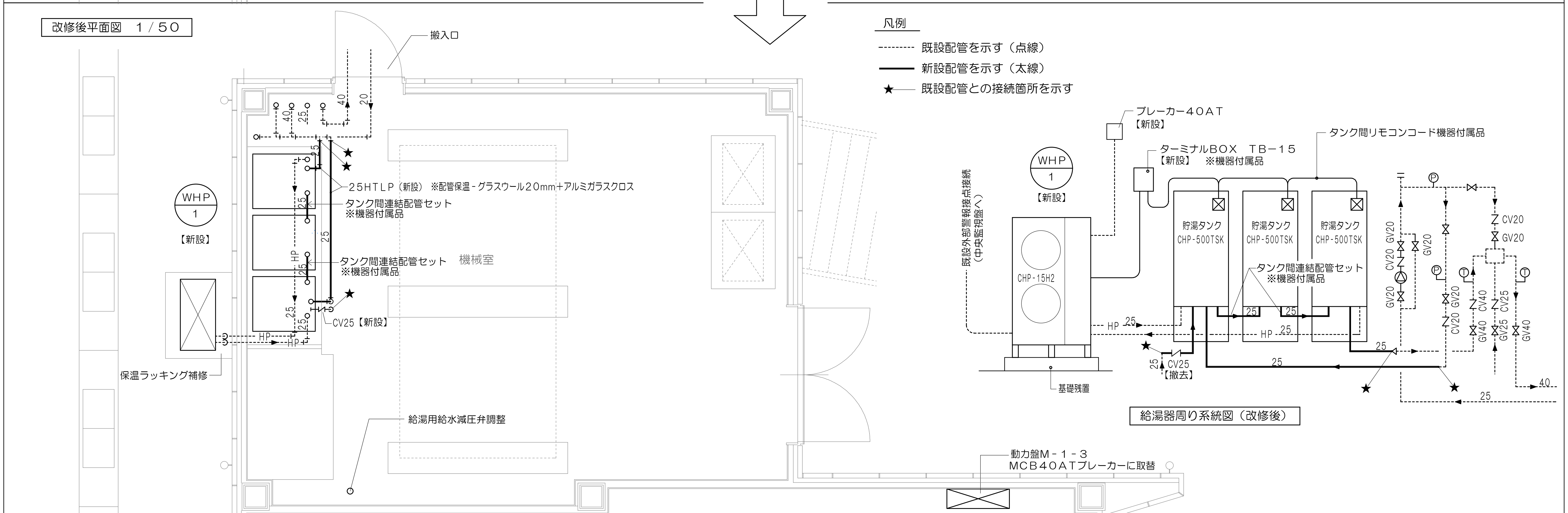

有限会社 カサマツ事務所 一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号	管理建築士　小坂直人 一級建築士　登録　第255997号	縮　尺 A1：1／25 A3：1／50	設計年月日	工事名称　松任消防署給湯設備改修工事 図面名称　機械室平面図、給湯器周り系統図（改修前・改修後）

図面番号 M－06

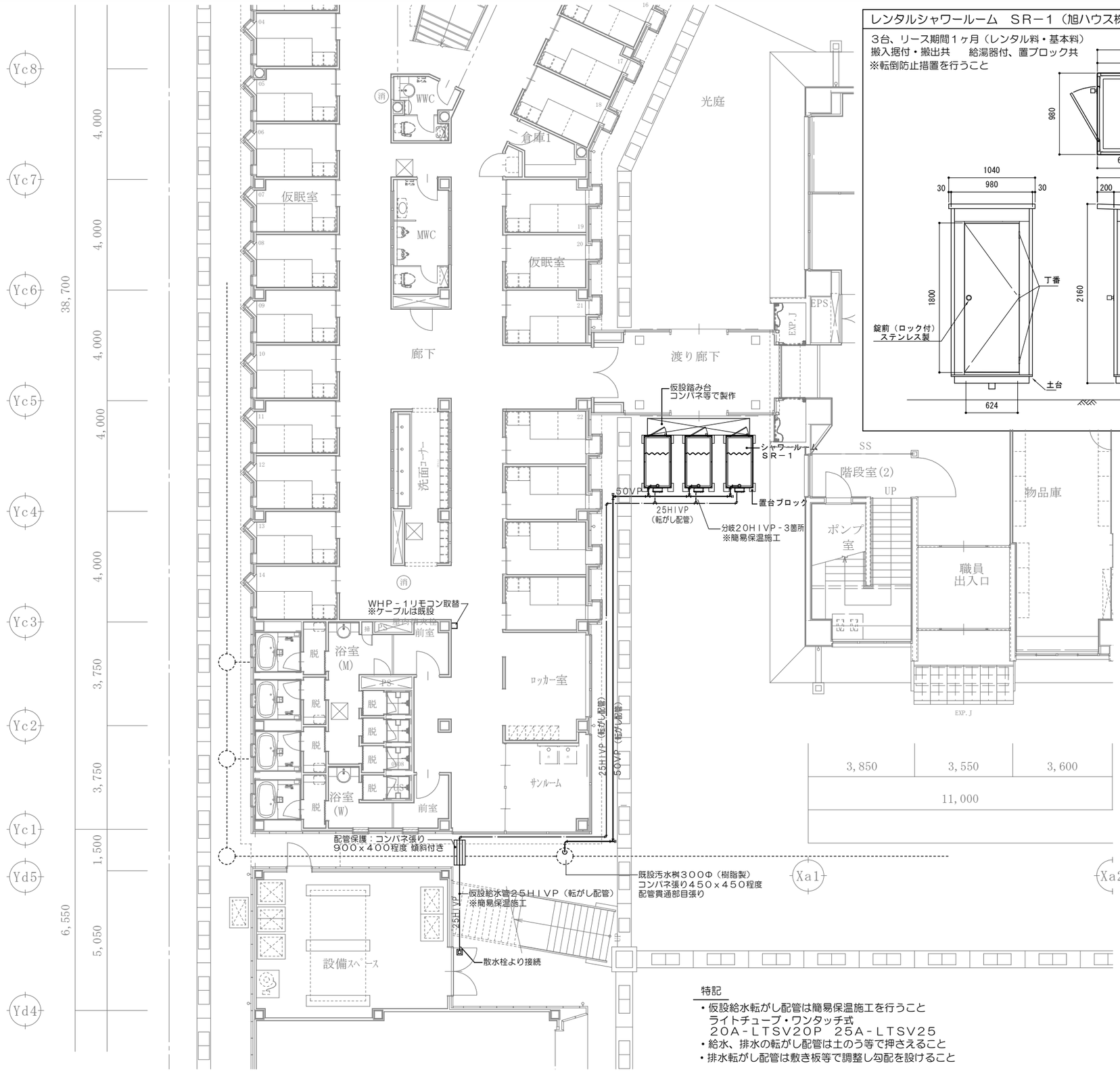

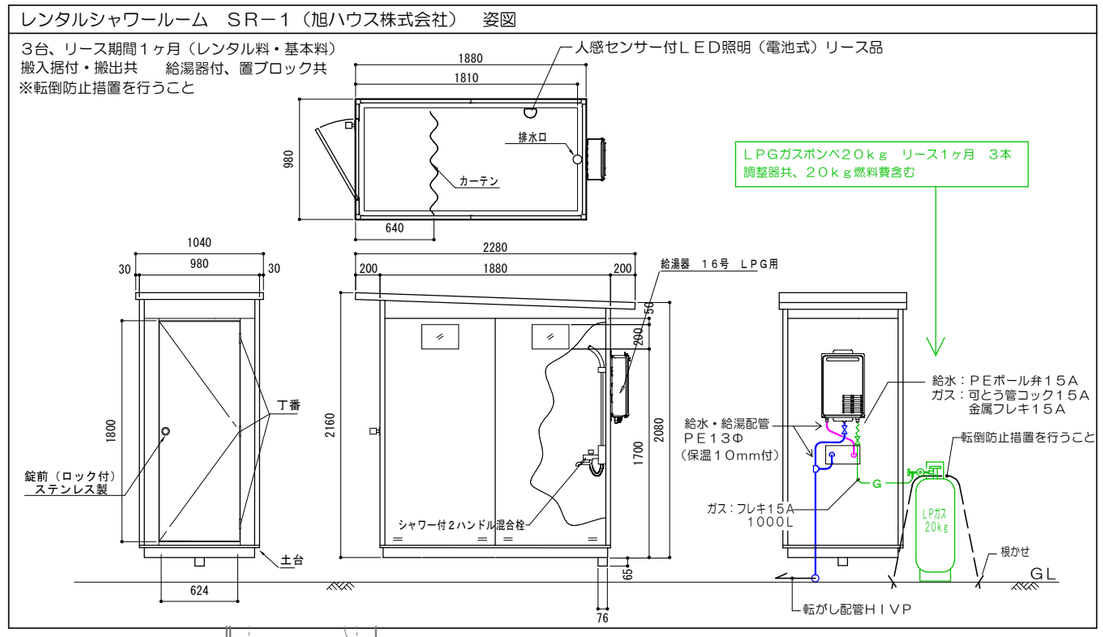

特記

- 仮設給水転がし配管は簡易保温施工を行うこと
  ライトチューブ・ワンタッチ式
  20A－LTSV20P　25A－LTSV25
- 給水、排水の転がし配管は土のう等で押さえること
- 排水転がし配管は敷き板等で調整し勾配を設けること

有限会社 カサマツ事務所 一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号	管理建築士　小坂直人 一級建築士　登録 第255997号			縮　尺	設計年月日	工事名称 松任消防署給湯設備改修工事	図面番号
				A3:1/150		図面名称 給湯設備仮設工事平面図	M－07

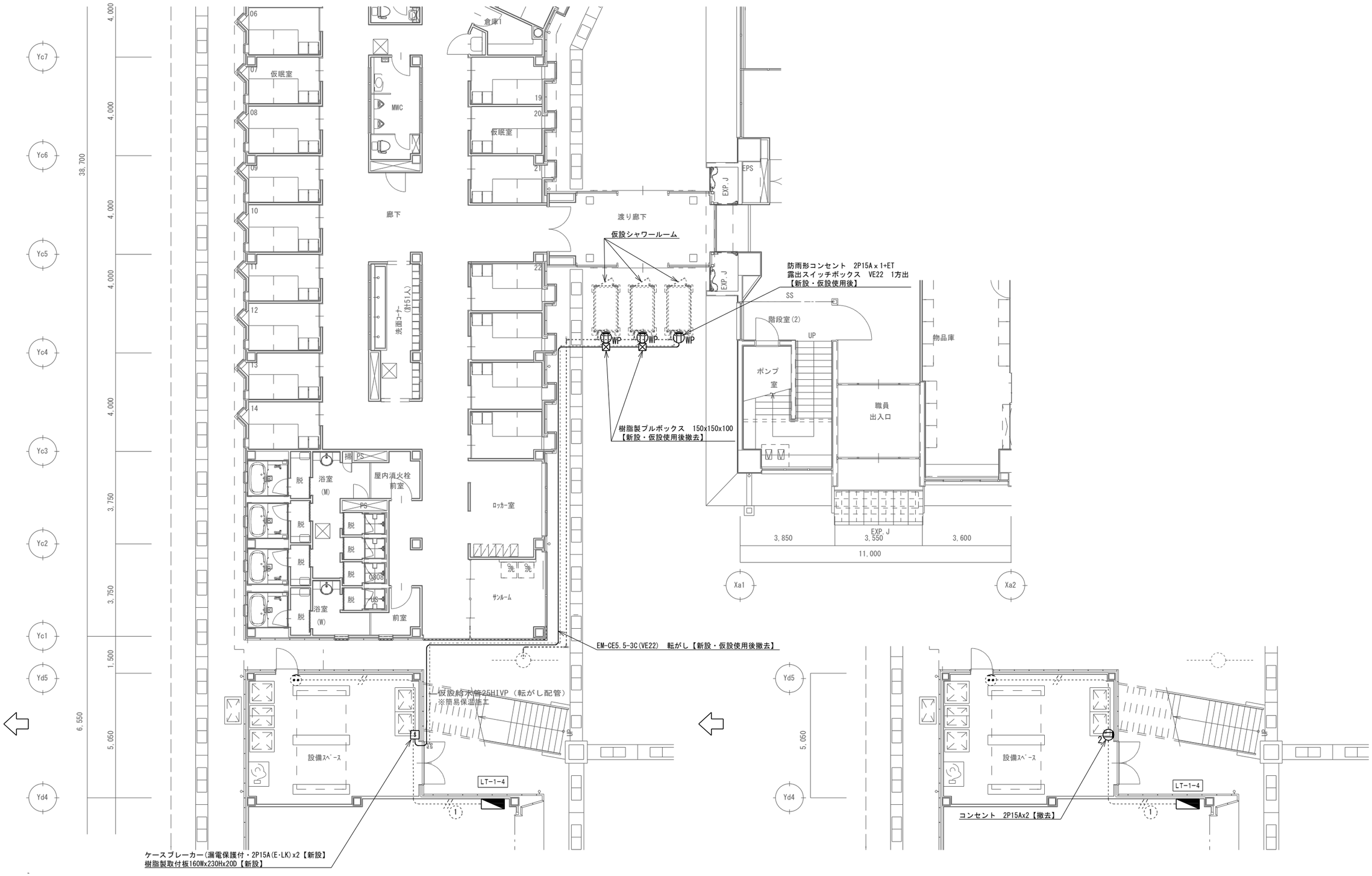

有限会社 カサマツ事務所 一級建築士事務所　カサマツ建築設備計画　石川県知事登録　第13594号	管理建築士　小坂直人 一級建築士　登録 第255997号		笠松	縮　尺 A3：1/150	設計年月日	工事名称 松任消防署給湯設備改修工事 図面名称 給湯設備仮設工事平面図（電気設備）	図面番号 M－08